

高井街づくり推進課長補佐

ただ今から、第12回新潟市都市景観審議会を始めさせていただきます。

委員の方々には、ご多忙のところご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、街づくり推進課課長補佐の高井と申します。よろしくお願いいたします。

会議は、お手元に配付させていただきました次第の順に進めさせていただきます。

最初に、関係行政機関の人事異動に伴い、新たに委員になられた方を私から紹介させていただきます。

国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課長の渡辺春彦様です。

国土交通省北陸地方整備局港湾空港部港湾計画課長の鎌田一郎様です。

続きまして、当審議会の所管部長であります池上開発建築部長より挨拶を申し上げます。

池上開発建築部長

開発建築部長の池上でございます。本日は、大変お忙しいところ審議会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。また、今ほど新しく委員になられた渡辺様、鎌田様におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会の案件でございますが、お手元でございますように、「大規模な建築行為等の具体的指針（案）について」の取組みでございます。ご案内のように、新潟市の目指すまちの姿といたしまして、これまでの拡大型のまちづくりから、快適で質の高いまとまりのある市街地を形成する、コンパクトなまちづくりへの転換ということで進めております。また、都心部における貴重なやすらぎ空間の確保と、周辺と調和したまち並みの確保を図ることとして進めているところでございます。

このような状況の中で、現在の緊急の課題といたしまして、信濃川を軸とした周辺に高層マンションが建ち並びまして、さらに周辺のまち並みからの突出感を与えるマンション計画も幾つか進行しているということで、都心部の貴重なやすらぎ空間が失われる恐れがあるということでございます。また、このことから、近隣の住民の方との建築紛争なども生じてきておりますし、今後もその部分が懸念されるということでございます。

この審議会におきましては昨年度、今、新潟市が平成19年度を目標に新しい景観法に基づく景観条例を作るということで、景観計画の策定につきまして、途中段階でご説明をさせていただいております。今、その作業を進めておりますが、今ほど申しましたように、平成19年度を目標にしておりますので、実際の条例が制定できるまでの間に若干の時間がございません。そのような意味で、現在の緊急の課題に対応いたすために、その条例ができるまで先行的に、特に信濃川沿いの建築物の高さなどにつきまして、具体的指針である「景観ガイドライン」というものを定めまして、これに沿った指導をしてまいりたいと考えております。

本日の都市景観審議会の議論を終えたあと、質の高いまちづくりに向けた新潟市の姿勢を示すものとして、速やかにこれを公表して、指導してまいりたいと考えているところでございます。どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

高井街づくり推進課長補佐

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行については小磯会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします

します。

小磯会長

それでは、議事を進めたいと思います。

今日は議題が一つですけれども、非常に重要な案件を含んでいます。そういった意味で慎重に、よろしくご審議くださるようにご協力をお願いしたいと思います。

本日の審議会は、大熊委員と上田委員の2名が欠席ですけれども、20名中18名の委員からご出席いただいております。新潟市都市景観審議会規則第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますので、議事を進行させていただきます。

まず、新潟市都市景観審議会運営規程第4条の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただきます。今回の議事録署名委員には、川崎委員と富田委員の両名をお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議題「大規模な建築行為等の具体的指針(案)について」、事務局より説明をお願いします。

池田街づくり推進課長

この4月から街づくり推進課長を拝命いたしました池田と申します。本日はよろしく願います。これより説明させていただきます。

本日の議題でございます「大規模な建築行為等の具体的指針(案)」、いわゆる、景観ガイドラインについてご説明申し上げます。内容のご説明の前に、今回、ガイドライン策定に至った経緯について簡単にお話しさせていただきます。これまで現在の都市景観条例の中で、景観に影響を及ぼすものとして、マンションなどの大規模建築物や広告物等につきましては、その届出を義務付けておりまして、景観アドバイザーによる助言・指導に努めてきております。例えばその中で、高さ、具体的な色といったことについては定まった基準がございますので、景観アドバイザーから指導の一貫性、継続性といったこと、また、実際にご相談を受けられる事業者からは、指導の根拠を求められるといったことがございました。明確なガイドラインの必要性が指摘されていたところです。それらを踏まえまして、昨年ガイドライン策定の検討を進めてきております。

一方、現在策定中の新しい都市景観条例につきましては、これまでのアドバイザー等の助言・指導の考え方の延長線上で、さらに効力があるものにしていきたいと考えておりますが、部長の冒頭の挨拶にもありましたように、さまざまな状況の変化等を十分にとらえまして、それに先行して、特に信濃川周辺の景観につきましては、景観アドバイザーの助言・指導の内容を取りまとめまして、建物の高さ等について具体的に数値化し、今回、景観ガイドラインとして明示しようとするものでございます。今ほどのご説明の中で申し上げました届出等の詳細につきましては、本日お手元にお配りしておりますパンフレットをご参照いただきたいと思います。

それでは、景観ガイドラインの主な内容についてご説明いたします。お手元のA3の資料をご覧くださいながら、説明を聞いていただきたいと思います。

この表中、左側の列でございますが、こちらはこれまでの大規模な建築行為等の指針ということでお示していたものでございます。これに対応して、今まで具体的に助言・指導してきた内容を集約して取りまとめましたのが右側の列、今回、景観ガイドラインとして明確

にしようとする部分でございます。これまでの誘導指針では、割と概念的、抽象的な表現にとどまっておりましたものを、より個別具体的にガイドラインを示そうというものでございます。項目ごとにご説明いたします。

はじめに、表の左側の「対象物」の建築物でございます。配置及び意匠といったところでは、特に右側の具体的指針でございますけれども、信濃川沿いの建物については、最高高さを50m以下とすることとしております。最高高さを50mとした根拠でございますが、先ほどから重ねて申し上げます景観アドバイザーの皆様方の指導の方針が、周辺からの突出感をなくすということが一貫した姿勢ということで示されております。周辺からの突出感をなくすという視点に立って、それを具体的にデータ分析いたしますと、スクリーンに写っております図で以下ご説明いたしますが、現在、本線大橋より下流の信濃川沿いにおきましては、対象物件の約9割、90%が14階建て以下となっております。14階建て程度と申しますのは、建物本体の上の塔屋ですとか階段室、エレベーターの機械室といったものを加えますと、おおむね50m程度の高さとなります。14階建てにペントハウスといったものを足した高さという想定でございますが、これらの周辺からの突出感をなくすために、信濃川沿いに建てられる建物の高さを50m以下として指導を行っていきたいというものでございます。

また、信濃川沿いという範囲でございますけれども、高さを指導する範囲につきましては、萬代橋を基準点と考えまして、ここの一街区を基準として、やすらぎ堤や護岸、いわゆる河川区域から約100mの赤で示した部分をその幅としております。おおむね関屋分水から下流の港までという範囲でございます。この中で緑色に着色してございますものが、白山風致地区でございます。青色で着色してございますのは臨港地区、いわゆる港の地区ですが、こちらにつきましては、既に、ほかの法律でより強い規制がかかっている区域でございますけれども、いずれにいたしましても今後、あまり考えられませんが、例えば港がなくなるというようなことも、あり得ないことではないととらえておりますので、今回の趣旨に沿った形で一応の守備範囲ということでお願いしていきたくて考えております。

次に、「色彩」の項目でございますが、建築物の色彩を、マンセル記号値によります彩度6以下として鮮やかさを抑え、周辺景観とできるだけ調和し、なじむように指導することとしております。外壁の色といたしましては、彩度10以上の計画がございまして、非常にけばけばしい、ごちゃごちゃした場合がございまして。数字で申し上げてもなかなか難しいと思いますので、画面で具体的な色の比較で表示しておりますけれども、この画面の、皆様方から向かって左がマンセル記号値、彩度6で、右側が10という色を示しております。それを建物に落としてイメージしたのですが、右側ですと少し突出しすぎている、あまりに周辺になじまないというものになるわけですが、これを6以下といたしますと、左側の、もう少し落ち着いたイメージになります。

次は、だいたい色系の彩度を表示したものです。同様に、皆様方から向かって左が6、右側が10ということで、かなりけばけばしい感じの差がよく分かります。これを建物に落とした右側は、許し難いという雰囲気になってしまうわけですが、左の方が随分落ち着いたアースカラーといった色調をイメージしております。これらのことにつきましても、景観アドバイザーから、彩度6を許容できる限度といたしまして、指導をされてきた経緯に基づいて決めたものでございます。以下、各対象につきまして、建物上部ですとか、設備ですとか、バルコニーですとか、それぞれの各対象につきまして、一部でまだ少し抽象的な表現が残っておりますけれども、現段階で可能な限り、例えばごみ置き場ですとか受水槽とい

ったようなことで具体的な箇所を掲げまして、詳細な指針を示したところでございます。

次に工作物でございますが、近年、携帯電話の基地局のアンテナ等の設置が増えている状況でございます。これについても、具体的にアンテナということを示した上で、アンテナの高さというのは、物理的にどうしても必要性があってやむを得ないのですが、それをあまり目立たないような形で、形状を細くするなどの指導・助言をまとめてございます。

次に裏面をご覧いただきたいと思っております。広告物についてでございますが、現在、広告物の設置基準は、新潟市屋外広告物条例の施行規則において定められております。しかしながら、屋上広告について見ますと、表示の最高高さが52m以下、屋上広告自体の高さが20m以下といったものがございまして、これはあくまでも安全性という視点が強うございます。

鉄骨や鉄筋コンクリート造の建物に設置する場合には、表示面積に制限は設けられておりませせんし、建物とのバランスについても規定がございませんでした。そこで、かなり建物本体とは不釣り合いな高さ、大きさの広告物、特に屋上広告物がまち並み景観を阻害しているという現状がございまして、今回のガイドラインで、屋上広告物の指針を定めたものでございます。

この画面にもございまして、屋上広告物の高さや建物の高さのバランスをイメージしたものでございます。向かって右側にございまして、建物の高さより屋上広告物自体の高さがかなり高いという意味で、非常にバランスの悪い状況となっているかと思っております。これを建物の高さよりは抑えるというような指針でございまして、また、屋外広告物の指針の具体的な内容といたしましては、設置個数を一つの建物に1個とする。広告の内容も一種類とするようにしております。

また、広告物の色彩についてでございますが、条例には色彩の定めがございませんで、これまでに特に指導や助言が多かった、例えば非常に目立つ赤地に白い文字の広告といったものを、白地に赤文字に反転表示にするといったことですか、派手な色の面積を抑えるといったことを指導・助言しているところでございまして、例えば駅の万代口におきます広告をなるべく青系の広告とすることについて、今回のガイドラインにも盛り込んだところでございます。最後に、土地の形質につきましては、法面緑化などを示したところでございます。

景観ガイドラインのご説明は以上でございまして、併せてご報告させていただきたい事項がございまして、景観協議にかかる情報公開についてでございます。これまでも景観協議の透明性を求める市民の声なども頂戴していたところでございまして、市の積極的な情報公開の方針に沿って、大規模な建築行為等の届出協議につきましても公表してまいりたいと考えております。公表にあたりましては、事業者の重大な不利益を招かないよう、事業者名、計画地の特定などをしない形で、建物の用途ですとか、高さ、詳しい協議状況、例えば高さについて協議中ですとか、協議不成立といったような内容を市のホームページに掲載いたします。これにつきましては、7月3日以降届出がされたものについて、7月中旬頃をめどにホームページにアップしていきたいと考えております。

私からは以上でございまして、よろしくお願ひいたします。

小磯会長

ありがとうございました。それでは、「大規模な建築行為等の具体的指針(案)」につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。なお、議事録作成の関係から、発言の際にはお名前をおっしゃってからお願いいたします。

ご質問・ご意見を聞く前に、文字を訂正させてほしいのですけれども、一つは、別表1の「色彩」の欄の「具体的指針」のところで、先ほど説明で池田課長から、この文章には「マンセル値」と書いてあるのですが、正確には「マンセル記号値」と表示します。その次の行の、「色の三属性(色合い)」と書いてあります。「合う」は感覚的な属性でこれは使いません。ひらがなです。「色あい」と表記してください。

それでは、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

#### 加藤委員

広告物の一番最初の、屋上広告物の掲載個数を1建物につき1個ということで、それは分かるのですけれども、広告内容を一種類にするということは、4面の屋上広告塔であれば4面とも同じにしるということでしょうか。先ほど4面の広告塔がありましたね。あの広告塔の4面とも全部同じ広告にしなければだめだということなのではないでしょうか。

#### 事務局

4面とも全く同じものにするということではなくて、広告は表現の一つですから、広告のイメージとして一つにするということで、要は、4面が同じパターンでなくても広告物の内容は一つですということと考えていただければと思います。

#### 加藤委員

よく分かりませんが、それと、新潟駅前万代口地区の広告については青系統主体の広告にしてくださいということで、言っていることはよく分かるのですけれども、皆さんにイメージしてもらいたいのですけれども、真冬の新潟駅の凍りついている真っ白な所に青だけの色あいがもしあったとしたらどうですか。新潟駅を降りて、こんなに寂しいまちはないのではないかと思うのです。夏場は青でもいいと思うのですけれども、やはり、赤があって、黄色があって、緑があって、その温かさが新潟のまち、着いた人が、新潟のまちは温かいまちなんだと思われるのではないかと思います。本当に青一色にしたら寂しいまちになるのではないかと私は思っています。そのことだけを言いたかったのです。

#### 小磯会長

ありがとうございました。今の万代口の青一色という印象についてですけれども、これは事務局で文章化するときには何かありましたか。補足説明はございますか。

#### 事務局

今までの一つの事例として、例えばJRの屋上に広告が出てきた場合に、赤系統とか、けばけばしい色等の相談がございました。それにつきましては、JRといろいろと相談した結果、JRのイメージとしてブルー系を使いたいと。景観アドバイザー並びに市と協議をして、JRの辺りは青系統で進めていこうということで、幾つかけばけばしい色を青系統にした経緯がありますので、それを引き続き指導していこうということでございます。

#### 小磯会長

私もアドバイザー会議で関係していて、これは青一色という意味ではなくて、青系統を主

体に統一感を出そうということ、例えば青の背景に赤文字が入るとか、そういったことは別に差し支えないということなのです。今までのアドバイザーの例をみますと、例えば青が背景の広告がくるかと思えば真っ赤な背景がきたり、いろいろな色彩がきて、非常に乱雑感が出てくるのです。そういったところから、メインとなる、あるいは面積の広い色彩は、寒色なら寒色系と、これは青系統と具体的に書いてありますけれども、そういった色彩にして、アクセントカラーとかあるいは文字とかいったものの色彩は、当然、赤や黄色が多少入ってもいいのではないかという考えの下に表記したのだと思います。よろしいでしょうか。

#### 加藤委員

分かるのですけれども、新潟駅前というと、新潟でも一番の広告をするスポンサーが付く場所なのです。そのスポンサー自体がコーポレートカラーを持っているわけです。コカ・コーラさんなら赤という形でありますし、いろいろな自分のカラーを持っているわけです。そのカラーを使えないということ、それはそれで決まればしょうがないと思うのですけれども、アドバイザーさんの、赤がだめだということが私は腑に落ちないところがあるのですけれども、できるだけカラフルの方が、逆に駅前と榎谷小路、交通量は減っていますけれども、あの辺は自由に華やかにやった方が、新潟のまちが、夜来る人にこんなにいい明るいまちなかと思われるのではないかと思うのです。あまり色の規制をかけない方がいいのではないかと私は思います。

#### 小磯会長

ただ今のご意見に関して、どなたかありませんか。

#### 羽賀委員

今、青に統一するというお話で、たしかに新潟の冬は寒いですし、雪が降ると青い色に白色が付いて凍り付いたようになって、それはよく分かるのですけれども、私は写真家でカラー写真などをやっていますけれども、青色というのは単純に青だけではないのです。緑だとか、もっと波長を伸ばしていくと黄色のあたりまで青い色の色素の中に入っているわけです。だから、緑だとか、青、黄色、だいたいあたりまででもいいかもしれません。あるいは赤みのかかった紫なども一切含めて青色だと私は考えて写真を撮っているのです。そうしますと、これらの色をうまく具合に組み合わせると、寒くて新潟に来たくなるようなイメージにはならないと思います。ですから、青で統一してしまうなんて書いてあるからびっくりなさったと思うのですけれども、そこら辺はもう少し青の中身の、カラフルなものの幅を広げていって、デザイン的にうまく看板を揃えていけば、きれいな看板になるのではないかという気がしますけれども、いかがでしょうか。

#### 小磯会長

ありがとうございました。

#### 高松委員

高松でございます。前回もご意見が出ていたと思うのですけれども、今、色彩の色だけ取り上げてここで述べているので、非常にその辺の誤解が多いのかと感じております。やはり、

美しさというものの中にデザインという大きな要素が一つありまして、それとの面積効果などを考えて、ここでは青系となっていると思うのです。デザインの持つてくる味によっては、青系だけでもとても美しい看板、広告というものが実はできるのです。美しい看板とはどういうものかということ、いろいろと例を挙げて皆さんでご検討した方がよろしいのではないかと思います。

いつも色だけ取り上げて述べられるのですけれども、色というのは非常に主観性が強いので、商業的な部分や、受け手の問題などいろいろと出てきますと非常に難しいのです。ですからそういうことではなく、景観ですので、景観がどうあるべきか、やはり、美しくもっていくためにはどうすべきかというところをもう少し考えた上で、色だけではなくて、形との関係性をもう少し吟味していくべきだろうと感じております。

小磯会長

ありがとうございました。他にございますか。

小島委員

今回のガイドラインなのですけれども、遅きに失したかなと思うくらいの時期で、早急にしていただかなくてはいけないと思っておりましたので、ありがたいことです。高さあるいはマンセル記号値がございしますが、もう一つ一番大もとに、新潟の風土色という大きな観点を持っておかれた方がいいのではないかという気がするのです。

その認識がないと、色がきついか、形がどうのというところについてしまいますので、新潟の風土の基本的なベースカラーは何なのかという、その辺を恐らくアドバイザーの先生方もよくご存じと思いますけれども、私は恐らくポップな子どもの色ではなくて、新潟の風土色というのは、この地域あるいは歴史、様々な人間の感情から見て、何かにつけて薄いグレーかベージュがかかったような色だと思うのです。赤でも、ブルーでも、グリーンでも、そういったものをもってくると、基調のベースカラーが一緒だというのは、ときどきポップな色があっても、かなりバランスが取れるのではないかという気がいたしておりますので、もしガイドラインをなさるのであれば、多少、ベースカラー的な色をどこかに強く取っておかれると、業者の方々も恐らく取組みがしやすいのではないかと、恐らく成熟していくまちですので、これからどんどん美しくならなければいけないし、しなければいけないまちなので、そこをみんなで考えるように、少しそんなものを入れていただけたらありがたいという気がしておりますが、いかがでしょうか。

小磯会長

ありがとうございました。

高橋委員

今、色はいろいろと出ておりますけれども、ベージュなど元気の出る色とか、あるいは黒というのは他の色を美しく見せる色ということもありますし、とても幸せ感を感じる時は少しピンクの入った、例えば北海道でユウカリ織りをやっている女の方がおりますが、春になると流水というのは嬉しいのではないかとということで、流水の中にピンクを織り込む方がいますけれども、そのようなことも、広告あるいは色彩を考えるときに考慮する必要があるの

ではないかと考えます。

小磯会長

ありがとうございます。他にございますか。

議長があまり意見を言うのはいけないのですけれども、ここの代表としてアドバイザー会議に加わっているものですから、そのときの雰囲気や報告しておきますと、ここに挙げたのは最小限必要なガイドラインであって、例えば県内外問わずアドバイザー会議で、広告物の場合に相談案件として出てくるのですけれども、そのときに皆さんが良いデザインを持ってくれば、色彩を規制する必要はないのです。

私から言わせると最もいけないのはコーポレーションカラーなのです。CIカラーがあるために、それを盾にとって真っ赤な背景に文字を入れたものを持ってくる。ここの地区に合わないし、乱雑感があるので反転できませんか、あるいは他の色にしてくださいというと、法律がないからいいでしょうと。法律がないからそんな規制は不必要だというようなことを言って、結局最後には、お願いしてもお願いを聞き入れてくれない企業の方が圧倒的に多いのです。その中には非常にセンスの悪い、チンドン屋さんのようなもの、あるいはカレーライスの鍋をひっくり返したような非常に乱雑感のあるデザインが多いということは事実なのです。

やはり、少なくとも新潟の顔である駅前には、何としても統一感のあるものを、これは青だけを使えという意味ではなくて、青を主体に一つの統一性を持たせてほしい、形の上では統一性は持たせられませんが。先ほどの報告のように、今、JRとしてもそういった色彩を基に統一感を持たせたいというご意見も出たので、ここにこういった表示をしたのですけれども、この「青色系主体」と書いてあるのがいけなければ、私自身は「寒色系」としてもいいし、あるいは「落ちついた寒色系」と書いても、そこら辺は事務局との検討課題の一つでもあると思うのですけれども、そこら辺を踏まえて、まとめのご意見があったらお願いしたいと思います。

もしなければ、ほかの案件でありましたらお願いします。

山崎委員

山崎と申します。建物の高さ50mというのは、それはそれでいいのですけれども、アドバイザー会議の中で幅の問題というのは出ませんでしたか。

小磯会長

この問題も非常に頭の痛い問題でして、今、政令都市になるということで、新潟でもこういった条例ができるという噂が恐らく流れていると思います。特に信濃川、萬代橋周辺に高層マンションの建築の申請があります。そこで検討した結果、やはり高さを抑えるということがまず一番大事だと。例えば新宿などに行ってみると、真上を向かなければ空が見えないのです。

新潟市というのは田園都市ですから、やはり少なくとも建物の高さは抑えて、住みよい、斜めから見ても空が見えるというまちをつくりたいし、特に信濃川周辺に関しては、そういったものを阻害してはいけない、それから突出感があってもいけないということで、現在ある建物を参考にして、15階くらいが限界ではないかということでやりました。欲を言えば、

容積率も減らしてほしいと。例えば高さを抑えれば横に広がるのは当然なのです。経済効果を考えればマンションの戸数を少しでも増やしたいということがあるわけです。あるいは空き地面積を何㎡確保するか、何%確保するかといった問題まで個々の話には出ています。しかし、ここで最小限の規制としては、高さが第一ではないかという意見でした。

山崎委員

私が一番恐れているのは、信濃川の兩岸に建ったらいやだなというのがあつたのです。弥彦山が見えないとか、そちらの方が心配でこういう発言をしているわけです。

小磯会長

その問題に非常に頭を悩ませています。こちら辺も、これからもう少し細かい規定ということになれば、恐らくそういった議題も出て、論点の一つになるのではないかと思います。

渡邊（美）委員

渡邊です。先ほど山崎委員が言われたように、高さの50mなのですが、これは一律でよろしいのでしょうか。先ほど言われたように角田とか弥彦山を萬代橋から見たときに、ある範囲だと14階以上でも見られなくなったと思いますし、萬代橋の脇に14階が建ちますと、これも問題ではないかと思つたります。いろいろな視点場もあるかと思つたりますし、先ほど言つた萬代橋、弥彦、角田、もしかすると、万代からのNEXT21とか、残さなければならぬポイントは最低限でもあると思つたりますので、そこで一律50mという規制はどうかと思つたりますのですが、面的な制約というのではないのでしょうか。

小磯会長

今のご意見に対して、事務局で、これは地権者などの関係もありますが、何かあつたら説明願つたりたいのですが。

池田街づくり推進課長

例えば間口の問題で、壁ができるとか、一律で真っ直ぐ、本当の塀のようになるのがいいのかということですが、もちろん我々はそれも防がなければいけないと考えております。ただ、いろいろと事細かに、例えば法的にも整理が必要ですし、本来の土地事業のあり方といったことも詰めていかなければいけないという中で、全部整えてから、これからガイドラインで示しますということになりますと、どうしてもスピードが遅くなります。まず、できること、50mというものにつきましても、50mにしなさいとか、50mでなければだめですということではなくて、50mというところが議論の出発点ですと。アドバイザーの皆さん方とお話する中で、何がなんでも50mなら許しますということにもならないかと思つたります。そのために、非常に良質な空地を設けて、川への往き来を良くする、足元に賑わいの空間ができるという場合には、もちろん周辺との突出感ということも踏まえながら、例えばボーナス的に高さを加わえるというような、良い形の、良いデザインの、良い機能の施設であればということが大前提になりますが、そのように考えております。

今後、この景観ガイドラインが最終成果ではございませんので、これで第一歩、第二歩、第三歩というふうに段階を踏んで、だんだん新潟らしい景観とは何かということをつ、一

つ検証しながら、最終的には条例なりにつなげていきたいと考えております。

#### 渡邊委員

ありがとうございます。萬代橋の脇の、元キリンビールの跡地に高層のマンションが建つという話を聞いたのですが、橋と平行の形になるという話も聞いたのですが、このガイドラインはそれに間に合うのでしょうか。

#### 池田街づくり推進課長

本日の審議会でご意見をいただいて、修正するべきときところは速やかに修正した上で、すぐに公表いたしますので、明日付か3日付かということで、運用をすぐに公表してやっていきたいと思っています。手続的にはまだ、具体的な建築のいろいろな申請の手続がありますが、そこへはまだ入っていないと私は把握しておりますので、もちろんこのガイドラインの下で今後ご検討いただくものと思っています。

#### 山崎委員

今、課長が、良い行いをしたらボーナスをやるとおっしゃいましたけれども、私は大賛成であります、たしか東京都の条例だと思うのですが、丸の内の歴史的街区の古い建物をうまく利用して高層ビルを建てたいというときには、少し容積率を保持しましょうというルールがたしかあったように思います。今、50mというラインが出ていますけれども、別にこれに無理して固執することはないと、より良い方法が提案されれば、それは将来的ですが、やはりボーナスをオンしてもいいのかなど。その方がむしろ皆さんの考え方が活性化するのではないかと思いますので、これは私の将来の提案です。

#### 小磯会長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

一つ、広告物の具体的指針の件で、屋上広告物自体の高さは、設置する建物本体の高さを超えないものとしてくださいというところで、屋外広告物条例の場合は、建物の3分の2あるいは20m以下という条例がありました、それと整合性を持たせないといけないのではないかと思います。建物本体の高さというと、建物が高ければ20m以上の建物の上に設置する場合に、20mを超えるわけで、やってもいいということですが、「屋外広告条例に準ずる」とか、そういう表現の方がいいのではないかと、ふと今思いました。

#### 事務局

このガイドラインにつきましては、屋外広告物条例というのは生かしたままこれを指導いたします。現在、屋上広告につきましては52m以下という形で、屋外広告物自体の高さを20m以下にしないさいという規定がございます。これを生かした中でこの指導を行っていくということでございます。ですから、次回の景観計画等との整合もありますけれども、こういったものを踏まえて、屋外広告の条例を将来改正していくという形になると思います。

#### 小磯会長

差し支えないわけですね。

事務局

現行条例はいきます。

小磯会長

他にございますか。中野委員どうぞ。

中野委員

中野でございます。先ほど小磯会長のお話をお聞きして、実際ご苦労されている、なかなか言うことを聞かないというお話もお聞きしているのですが、この文章を読んだ限りでも人の主観というのはいろいろとあります。ここに、けばけばしくならないようにと、私にしたなら、けばけばしいのはかなりけばけばしくて、ですので、人によってかなりけばけばの範囲もあるように思うのですけれども、それでいて、はじめの文章を読みますと、ご協力をお願いしたいという、こういうものであるとすれば、新潟のまちをどのようにしたいのか、先ほどおっしゃっていた風土色も一つだと思いますし、新潟のまちは落ち着いてというのは、どのように落ち着くんだらうということなのですが、例えばコカ・コーラさんのようにしっかりとカラーを持っていらっしゃるようなところでも、こうしたいので協力をさせていただきたいと。逆に、こういうまちにしたいのでというのはつくれないものかと思うのです。具体的に言ったらとても大変なことなのですが、けばけばしくないというところをもう少し進めたものがほしいと思います。これから良くなっていくまちなので、なおさらそのように思います。

私も仕事柄、お花や木にかかわっている部分があって思うのは、色もありますし、まち全体を良くしていくということになると、木や花の部分で詳細に分かれて、その中でポジションを持っている人たちが考えるような、細かい集まりのようなものを作って知恵を出し合うということもあってもいいのではないかと考えております。

小磯会長

ありがとうございました。この指針を出す前の理念の問題ですよ。ここに書いてあるのは具体的な理屈ですから、理念に関しては、大変でしょうけれども事務局で検討してもらって、景観審議会あるいはアドバイザー会議などで原案を作って提案をしたらいいのではないかと思います。

鈴木委員

鈴木でございます。高さ、形などに関しては、先ほど来おっしゃっていただいたように、壁を作ってしまうというのは大問題でございますし、ボーナス的な意味で良いデザインを推進していただくというのは大賛成でございます。ただ、このガイドラインが緊急に発表されるということもありまして、色に関しては是非早めに決めていかなければいけないのではないかと思います。

先ほど青に関して、冬場に寒々しいというようなお話しですが、青でも柔らかい、ピンク系を帯びたというようなご説明もありましたし、海を抱える新潟としまして、この場で新潟

の色が決められるかどうかは、時間的なものもありますので分かりませんが、是非、青という方向を持ち、前面にということでしたらその方向で、しかも札幌だったと思うのですが、先ほど「6」という数字も出していただいて、ここの委員会では分かりやすいのですが、実際にこういう色なんだということを周知させていただいた例があったと思うのです。です、その辺のところも分かっていたかのように公表していただけるようお願いします。

一つだけ質問なのですが、青と申しまして、青の中でもけばけばしい青もあると思うのです。既にある、けばけばしいといわれます6以上のものに関して、市の方針を示す意味でも、訂正していくように指導するというご予定はあるかどうか、願いを込めまして伺いたいと思います。

#### 高橋委員

高橋でございます。今ほど、建物に付加価値を付けるというか、例えば壁面に芸術的な匂いのするようなものを織り込んでいただくとか、機能美的なものの考えの中で建物に活かしていただくとか、そういうことはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。あるいはそういうものをお願いするような何か方策を考えていらっしゃるのか。その辺は施工業者とか施工主の方に、単なる建物ではなくて、そこに付加価値、芸術性の香りがするようなもの、窓にしてもそのような考え、そういう働きかけというのはどのようにされるのか。あるいは全くそういうことは業者任せで指導性が入らないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

#### 小磯会長

今の二つの質問に関して、事務局で答えられますか。

#### 池田街づくり推進課長

1点目は、壁の壁画のようなイメージでしょうか。基本的に、景観のアドバイスということにつきましては、原則建て主さんの自由というものがあるわけです。その上で、持ってきていただいたプランに対して、その自由はまかり通りませんよ、その自由はいいですよと、これをもう少しこうしたらいいですねと、こういうものがアドバイザーの業務の場かと思えますので、個別具体の意匠を、プランニングがない中で、ああしてください、こうしてくださいというのは少し難しいかと思えます。

#### 富田委員

富田です。先ほど小島委員や鈴木委員からお話がありましたけれども、新潟のまちをきれいに、今後ずっとイメージを高めて良いまちにいくためには、郷土のカラーというのがどうしてもいると思うのです。

はじめから委員長が、なかなか強制力がなくて、企業は企業で「法律がないなら俺たちはこれでいくぞ」という出方に、はじめから負けてしまっているようなイメージがあるのですが、そうではなくて、例えば横浜市を見ますと、ブルーというのは横浜市のイメージになりました。流行歌でもありますし、プロ野球の横浜も青が基調になっています。あれは海の青だと私は思います。新潟を目にしてみますと柳というイメージ、信濃川というイメージからすると緑とか青というのが、やはり新潟にとってのカラーではないかと。

しかも、新潟の県民性からすると、やや引っ込み思案というか、奥ゆかしさがあるという

ことになる、そういう系統の淡い色が郷土カラーではないかということで、この委員会なら委員会、都市計画課で、こういう方向でいくんだということを、市として強烈にアピールして、それを企業なり団体なりから協力、理解していただくということを強めていく。市の指導性というものをもっと強めていかなければ良いまちはできてこないと思います。

ヨーロッパの街の、私はイタリアが好きなのですが、各街によって屋根の瓦の色が少しずつ違うのですが、あれは、その土地で取れる土の色が街をつくったようなのですが、新潟は新潟のものを作るには、為政者がリーダーシップを発揮していくことを強めていかなければ、良いまちはできないと私は思いますので、及び腰にならないことが大事ではないかと思います。

小磯会長

ありがとうございます。いわゆる新潟の色、カラーということも考えなければいけないのではないかというご意見でした。

渡辺（春）委員

渡辺です。先ほど高さの規定について、全部一律 50mでいいのかというご指摘があったかと思いますが、例えばヨーロッパなどで、眺望といわれている規制があって、あるビューポイント、対象を決めて、ある山が見えなくなるような建物は建ててはいけませんという規制の仕方もある、これは将来的な話だと思いますけれども、例えば萬代橋からどこかを見たときに、そこが見えなくなるような建物は建ててはいけませんというような、建物の高さを一律に決めなくても規制をやるというやり方は海外でやられたりしているので、将来的にはそういうところも検討してもいいのかと思いました。

1点、事務局に質問なのですが、具体的な指針の内容が固まって公表の段階になった場合に、公表後即実行ということを考えていらっしゃるのか、それとも一定の周知期間をおいた後に実行ということを考えていらっしゃるのかをお伺いしたいことと、施行になった段階で、建築確認申請を出していないものについては、一律具体的指針が適用されるという理解で、いいのかどうか教えていただきたいのですが。

池田街づくり推進課長

ガイドラインの性格ということで申し上げますと、いわゆる法律とか条例を施行するという位置付けではございません。市の考え方を明確に皆様に公表するという位置付けでございますので、今回の審議会のご意見をいただいて、必要な修正があれば修正した上で、公表したときからはっきりと、新潟市の景観の助言・指導の考え方ですということの意思表示というところからでございます。

小磯会長

他にございますか。

先ほど、鈴木委員が、青の中にもけばけばしい色があるのではないかということで、これについてまだお答えがないようなのですが、色彩からいいますと、たしかに青でも高彩度の色というのはけばけばしくて、特に1色ではなくて配色した場合にけばけばしさも出るし、落ち着きも出るのです。ここでは、その前に、彩度6以下というのは建物についてあ

りますが、ここら辺との関連を広告にも、具体的な言葉でなくても、そういう考え方はここにうまく表すと、彩度6以下ですと、どんな色相でも落ち着いているのです。本当は明度、彩度の関係があるのですけれども、一番は鮮やかさで、建物の場合は6以下ですけれども、広告物の場合は6以下なんていうと、それこそ味も素っ気もない広告になるので、そこら辺の表現は検討して記述するように考えなければいけないのではないかと思いました。

事務局で補足があったらお願いします。

他にご意見はありますか。

#### 富田委員

新潟市の都市計画課に、今、小磯先生がおっしゃったような色彩の専門家というのはいらっしゃるのでしょうか。私は大学で美術を専攻した関係で、色というのがどうも気になるのですけれども、各企業でも色に精通した方というのはあまりいないのではないかと。先ほどコカ・コーラの話が出ましたけれども、あの会社はあの色を決めるのに、デザイン会社に委託して制作した幾つかの中から採択したのだらうと思います。これからこういう事業を進めていくには、新潟市の都市計画課の中には色彩の専門家を置いていただいて、企業からそういうことがあったときに、新潟市はこういう色にしたいのだ、ここまで容認するからここまでやってくれないかとか、指導するような人的組織も作っておかれてはいいのではないかと思います。

#### 池田街づくり推進課長

そのような専門的な職員の人材確保と育成につきましては、課題とさせていただきたいと思います。ちなみに、うちは「街づくり推進課」でございます。

#### 小磯会長

月2回のアドバイザー会議の中では、美術系の大学を出た方が色彩、配色といったことについてアドバイスはしております。街づくり推進課の中には、まだそこまで具体的なセクションはないのではないかと思いますのですけれども、アドバイザーの人がかなり活躍して意見は申し上げます。ただ、アドバイザーというのはデザインを指導するのではなくて、客観的に見て、新潟を美しくしたいという観点からですから、具体的に、明朝体をゴシック体にしてくれとか、あるいはこの色をピンクしてくれという指導はできません。そこら辺は了解していただきたいと思います。

#### 鈴木委員

もう一つお伺いしたいことがあります。よく見かけるコンビニエンスストアの同じデザインなのですが、すごく彩度を下げたものを見かけたことがあるのです。先ほども少し申し上げましたが、既にある看板に関しても、例えば市で補助して色彩のけばけばしさを訂正するということは可能性としてあるのでしょうか。

#### 小磯会長

それは市の方からお願いします。

池田街づくり推進課長

基本的には、今あるものについて改善命令等を出すことは難しいと思います。その上で、改善に向けた補助金なり助成なりというのは、財源の問題が一番大きいかと思いますが、それについて結論的な申し上げ方は恐縮なのですけれども、今の財政状況では難しいかと思えます。

高橋委員

高橋でございます。たしかに、今ほどの鈴木委員の話ですと、私も那須高原に行ったときにセブンイレブンの色のトーンが落ちていたような気がいたします。

もう一つお願いしたいのですが、ジュネーブあたりではベランダにゼラニウムを出すのでしょうか、出していないと隣同士で声を掛け合うというようなことを聞いたことがあるのですけれども、マンションを一つ建てるにしても、ベランダあたりに、一般の市民にも協力していただく、ごく弱い条例も必要ではないかということを考えているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

池田街づくり推進課長

たしかに、ドイツのまちに行きますと、ゼラニウムを飾らなければいけないという条例があるまちもございます。基本的には自分たちのまちは、自分たちの住んでいるところは、自分たちできれいにしよう、誰かに言われるからではなくて、というのが大原則かと思えますので、法律で縛ってというのは、少し違うのかと受け止めております。

加藤委員

加藤でございます。先ほどコンビニの話が出ていたようですけれども、多分それは国立公園だと思うのです。国立公園内は企業も色を変えて出しているところがあります。新潟でいえば妙高ですけれども、妙高の第四銀行さんのグリーンは、多分白地にグリーン of 文字ではなかったかと思えますし、銀行関係も色については、やはり国立公園とか景観条例を持っているところについては、先ほど何も聞かないようなお話がありましたけれども、企業も最近はその辺は少し意識が変わってきているのだらうと思えます。

高松委員

高松でございます。企業の広告代理店が変わりますと、建物の色自体も実は変化しているのです。最近マクドナルドが今までの赤系から少し黄系に変化してきておりまして、それも代理店が変わったからなのですけれども、コンビニとか公園に限らず、やはり景観条例なくしても、市民または周辺の人たちの意識の改革で変化している例というのはたくさんありますので、そういうところも資料の一つにしなごら、お願いになるのですけれども、美しさというのはどうなのかということをお認ごししていただく、意識していただくということが一番大事ではないかと、つねづね感じているのですが、そういう資料をたくさん皆様方に提示していかないことには、具体的な例がないとなかなか分からないというところが多くあるかと思っております。

小磯会長

今、具体的例、資料を提示してほしいという意見がありましたけれども、例えば新潟らしい景観、昔、景観賞みたいなものがありました、そういったもののピックアップとか、お勧め景観というものが幾つか出ているけれども、たしかに市民の人に具体的な例というのは示されていないようです。

先ほど加藤委員から出ましたけれども、アドバイザー会議でも、決して全部がこちらのお願いを聞いてくれないというのではなく、聞いてくれるところもあります。それは非常に少ないことは事実です。例えば古町あたりでNEXT21の脇に高層が建つ。これなどは、3階分くらい高さを低くして、NEXT21を超えないという条件の下に設計し直していただきました。そういう例もあります。

壁面広告でも、少しけばけばしい色を抑えて、パステル調の穏やかな色彩にしてほしい。萬代橋の近辺の壁面広告ですけれども、最初はものすごく強烈な配色だったのです。それが穏やかなパステル調の色彩に変わったという例もあります。しかし、「法律ではない」の一点張りで、小さな看板一つでもCIカラーを主張して、全く聞いてくれない企業もあります。そういうところの方が多く、何としても早く、直接関係ある、必要最小限のものをつくらなければいけないのではないかとこのことを、窓口にて痛切に感じて、新潟市の方もそれに準じてこの原案を作ってくれたわけです。

今、これに関して大分ご意見が出ました。それに関して市の方から。

#### 事務局

事務局から、一番手っ取り早い事例として、今、会長が言われたように、CIカラーは、うちの要望について納得していただける事業者もごいます。例えば皆さんの裏手の屋上にポスターの広告がごいますけれども、あれは当初、赤地に白字で出ていました。これにつきましては、アドバイザーも含めて市の方で何回か事業者さんと協議をいたしまして、反転していただきました。

それから新潟駅の青系統、青系統でも寒い色とかいろいろありますけれども、それにつきましても、ある事業者などは赤を反転してくれたところ、幾つか看板がごいます。そのように、幾つか努力しながらうちの方も地道に協議しております。

#### 小磯会長

他に、どんなことでもいいですので、ガイドラインに関してご意見がございましたらお願いします。

#### 渡邊（美）委員

渡邊です。先ほど言われた駅の青系色なのですけれども、私はやはり、どうして青なのかなという疑問がわくのですが、先ほど、JRと協議の末という話なのですが、そういう説明をされると、どうしてJRとするの？という、JRはJRでいいじゃないか、駅前には駅前なのではないかという気持ちもあるのですが、もう少し説得するような理由付けをした方がいいのではないかと思うのです。先ほど言われたような、風土色ということで青にしましたというのではないと、JRの側がそう言われたからそうだということで、納得するのかどうかということで、説明をもう少し入れた方が、どうして青なのかという説明があった方がいいと思います。

#### 事務局

JRの青系統につきましては、以前、けばけばしいものが出てきまして、JRといろいろと協議する中で、どの系統の色がいいのかということでJRさんと協議しました。JRさんの方は、新潟の日本海のブルー系統で施設の広告の統一していきたいという考え方で、青系統ということで考えていますということです。

#### 小磯会長

この点について説得力を持たせてほしいというご意見がありました。

#### 高松委員

高松でございます。今のお話しの中で、日本海は青系統というところで、直江津の駅周辺が青一辺倒で逆に困って、景観を何とかしようという動きが実はあるのです。海だから青とか、みかんだからオレンジという、その辺の使い方が非常にナンセンスかと実は思ひまして、青であればということで、青がものすごい面積を占めているのが直江津駅周辺なのです。そういうあまり良くない例もあるということで、やはり難しいかなというのが実感です。これは本当に今問題となっているのです。

#### 小磯会長

ありがとうございます。

青色系についてのいろいろなご意見が多いのですけれども、青一色という意味でとらえないで、青を中心として他の色を使うという意味だと思ふのです。青でなくても、緑一色でもあるいは赤一色でも変化がない色になってしまうわけです。ここは万代地区と新潟駅と中心として、地域は非常に狭い所であります。色というのは視覚的に、物体色の場合に大きく分けて、赤と青と紫と緑系の4色なのです。紫というのは非常に長波長と短波長でピンぼけの色で広告にはあまり適さない、文字などがぼけて見えてしまう。そういうところから、残った色というと、青系、赤系、緑などは青系に含められますよね。そういう意味で、広範囲な色として青系統ととらえていったらいいのではないかと思ふのですけれども、いかがでしょうか。「寒色系」という表現が何か寒々としてしまいます。色は主観的な問題ですので非常に難しいです。

#### 羽賀委員

羽賀です。色について申し上げたいと思ふのですが、黄色というのが一つあるのです。これは非常に活力のある、元気の出る色です。また、青系の中に緑も入れてもいいのではないかと。青は日本海の青だとか、緑は田園風景、黄色は実りの秋の黄色ということで、この色をマンセル記号値の6以下にすると色もおとなしくなっていて、これらの色を適当に組み合わせることによって、非常に新潟らしい色になっていくのではないかという気がしないでもないので、いかがなものでしょうか。

#### 小磯会長

ありがとうございました。ここで表現しているのは、そういった意味だと思ふのです。そ

のときに、面積の大きい、視覚に飛び込んでくる、影響力の強いものを、刺激性の強い赤とかあるいはだいたいといった色彩は避けて、青系統にしてほしいという意味ではないかと思えます。

池田委員

池田でございます。誘導指針ということと具体的指針ということだと思いますけれども、誘導指針から具体的な箇条書きでたくさんの項目を考えていただきました。その中で、これは景観のガイドラインであって、しほりでもないという課長さんのお話があった中で、景観条例という、大規模な建物を建てる時にひっかってくる新潟市の条例がございます。そこからひも解いていきますと、私は実務者的なものの考え方なのですが、具体的な指針はわりと金がかかる方向のものが載っていると思います。その中で、新潟市からは助成金が出るものの項目もございますけれども、出ないものもあるということで、その辺はどのような考えなのかを少しお聞きしたいと思えます。

小磯会長

事務局でお願いします。

池田街づくり推進課長

既存のさまざまな助成金があるものについては、活用していただきたいと思えますし、そのほか、いろいろ項目がございますけれども、基本的には新潟市の景観を良くするために、皆様方からご協力願いたい、そういうようなことでお願いしていきたいと思えます。

小磯会長

他にないようでしたら、こちら辺で区切りをつけたいと思えますけれども、いかがでしょうか。ご意見・ご質問もこれからじっくり考えることが多々あると思えますけれども、この議題に関してはこれで討議を終わらせて、この指針について、ここで承認という形でよろしいでしょうか。

池田街づくり推進課長

事務局からご提案申し上げたいのですが、本日、非常に充実したご意見をたくさんいただきましたので、修正すべきところにつきましては、できましたら議長と事務局に一任という形でお願ひできないかと思えますが、いかがでございましょうか。

小磯会長

ただ今のご意見とこの原案を基にして事務局と検討して、この文章を作り直すということでもよろしいでしょうか。ご承知いただけますか。それでは、そのように検討していきたいと思えます。

「その他」としまして、何かございましたら、ご意見を申し上げます。どのようなことでも結構です。

富田委員

前回の委員会でもお話ししたかと思うのですが、町村合併で新しく新潟市に入られた町の保存すべき景観なども早く指定してあげた方が、統合された地域の皆さんにとってもいいのではないかと思うのです。新潟市に合併されたからオール新潟市化してしまって、個性がなくなってしまうのは困りますので、旧市町村の方々のためにも、こういう景観を是非残しましょうということを早い段階で協議したり、示唆してあげた方がいいというのが私の希望でございます。そういうものは既にあるのでしょうか。

小磯会長

今のところの計画がございましたら、報告をお願いします。

池田街づくり推進課長

もちろん、それはとても大事なことだと強く思っておりますので、先回からこの審議会の中でも、新しい景観計画、条例のあり方についてご審議いただいているわけですが、今後もその中で、一つ一つご提示しながら定めてまいりたいと思っております。なお、去年、今年と実施したのですが、合併市町村を含めた新しい市域の「お宝景観 30 選」ということで、市民が共有する新しい新潟市域の景観を、みんなではぐくんでいこうという啓発の活動も行っているところです。

小磯会長

ありがとうございます。他にございますか。

特にないようでしたら、これで今回の審議회를終わりたいと思います。

それでは、事務局へマイクをお返しします。

高井街づくり推進課長補佐

委員の皆様方、活発なご議論をありがとうございました。

次回、第 13 回新潟市都市景観審議会のご案内を机の上に置いてございます。次回は、7 月 27 日、午後 2 時より、この会議室で開催したいと思っております。

出欠につきましては、返信用封筒により、7 月 7 日までにご返事いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。

以 上